

# 視点

前社会部・石原真樹



## 図書館の防犯カメラ映像提供問題

# 「適正に対応」練馬区に疑問

「東京新聞の報道に関し：(中略)練馬区は適切・適正な対応を取っており、内容は事実と異なっており、内容がという形で、説明ください」

練馬区の内部文書を手にした。文書にある「報道」とは、複数の区立図書館が防犯カメラの映像を一般の人に見せていた問題を報じた本紙の一月八日朝刊の記事を指す。文書は、記事について住民が

ら問い合わせがあった場合の想定問答だ。

日本図書館協会は、図書館は国民の知る自由の保障に責任を負い、誰が何を読んだかだけでなく、図書館を利用した事実も外部に漏らしてはならないとしている。だからこそ、図書館の防犯カメラ映像の外部提供は厳格でなくては

ならない。

ところが、区立図書館は二〇一七、一八年に警察提供した映像十五件のうち、五件を

一般の人に見せていた。また、区個人情報保護条例や図書館防犯カメラ運用規程で、映像の外部提供は「(裁判所や警察署などの)正式要請があるもの以外には応じない」などと定めているが、警察から正式要請(捜査関係事項照

一般の人に見せたのは館内で置かれたり、館外で見たり、知らない人に声をかけられたり、通行人がトラブルにあったと申告したケースなど。

「事実と異なる」と指摘された以上、目を皿のようにして記事と想定問答を見比べた。問答は四百字ほどの短い

人に見せている。「緊急か」ともあるが、発生から数日後に映像を見せたケースもある。いくら読んでも、記事のどこが事実と異なるのか分からない。

区は「対応は適切だった」と強調するが、一般人に映像を見せた事例の経緯を記した図書館長作成の文書には「一般利用者への防犯カメラ映像の開示は、『練馬区防犯カメラ運用規程』に抵触する行為のため、今後再発せぬよう厳重注意する旨約束」という記述がある。

さらに、記事に掲載された事例について市民から詳しい説明を求められた場合の回答例は「警察の捜査事項に関する内容はお知らせできない」としている。この事例は情報公開請求で開示された事実。記事が間違っていたとするのなら、開示された範囲内で説明するべきであろう。

組織内部でも「規程に抵触」と認める声があるのに、「適切だ」とする一方、その判断材料を市民に提示しない姿勢は、加計学園による獣医学部新設問題や桜を見る会の問題で追及を受けても、「問題ない」で通す政府の姿と重なって見える。(鎌倉通信部)

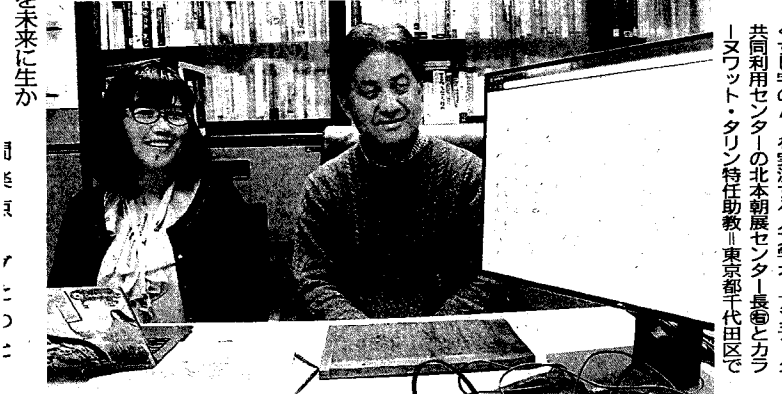
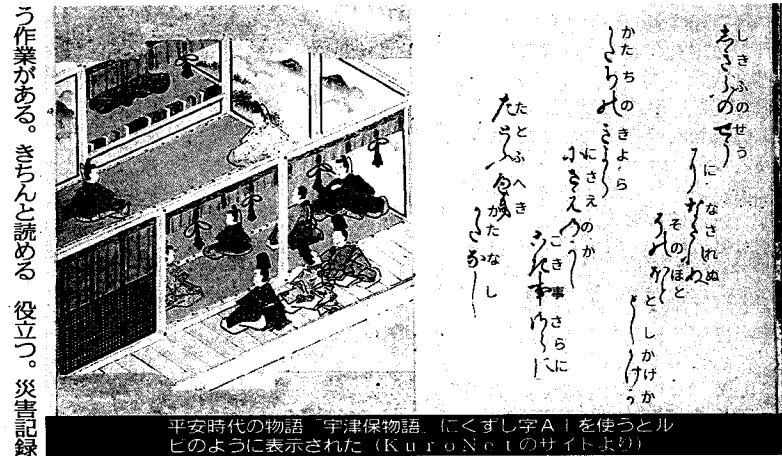
## 日々論々

日本には千年以上前から、膨大な量の古文書が残されている。そこには、知られざる貴重な記録があるかもしれない。ただ、読むのは難しく、解読できる人は少ない。歴史資料を現代によみがえらせる助っ人として登場したのが人工知能(AI)だ。(三輪喜人)

### 4 くずし字の読解

# おまかせ

■数億円  
各地に残される本や巻物、手紙、日記などは、数億円ともいわれる。ネットオークションをのぞけば、蔵から出てきた個人の古い手紙の束が数千円で売ら



る基板への利用も視野に入っている。空気を通さない「クレーン」で包んだ研究室のせんべいは、10年たってもパリパリです」とも。

木製飛行機には塗装や操縦かんの一部に、粘土膜が利用されている。ゼロ戦にそっくりなのは、制作した天童木工(山形県)が、戦時中、木製おとり戦闘機を製造していたため。プロペラは回転するが、エンジンが入っていないので飛ばすことはできない。(Y)

